

農地転用をお考えの皆様へ

農地を転用するには、事前に地域計画の変更が必要です！

農地転用許可申請を予定されている皆様に、重要な変更点をお知らせします。

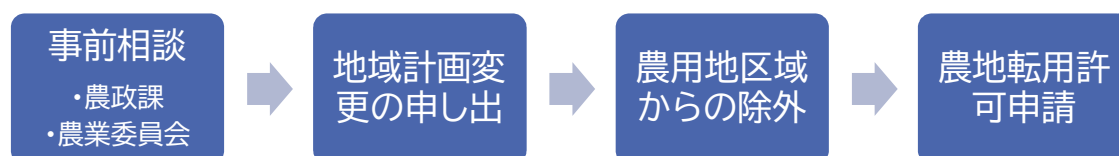
地域計画とは？

地域計画とは、地域の農業者や関係機関が話し合い、地域の将来の農地利用の姿を明確化したものです。この計画では、将来どのような農地として利用していくのかを地図（目標地図）に落とし込んでいます。

なぜ地域計画の変更が必要なの？

農地転用を行うためには、転用予定の農地が地域計画の区域から外れている必要があります。そのため、令和7年4月以降の転用許可申請の受付には、[地域計画の変更申し出の手続き](#)が必要となります。

手続きの流れ（概要）



農用地区域外の農地の場合は、地域計画変更申し出を提出した月の翌月以降に農地転用許可申請を提出してください。

締め切り

- 地域計画変更申し出：毎月25日前後
- 農用地区域からの除外の申し出：3，7，11月末
- 農地転用許可申請：毎月末



注意点

- 令和7年2月以前に農地転用許可申請した場合は、変更申し出は不要です。

手続きの相談、提出先

地域計画・農用地区域

大田原市産業文化部農政課 電話番号：0287-23-8708

農地転用

大田原市農業委員会事務局 電話番号：0287-23-8716